

## 平成29年度第2回知的財産セミナー開催報告 「著作権の取扱いについて」

産学連携・知的財産本部長 森 晃爾

産学連携・知的財産本部では、教職員の知的財産に対する理解を深めるため、年2回、知的財産セミナーを開催しています。今年度2回目のセミナーとして、1月25日（木）に日本著作権教育研究会理事の内田弘二氏をお招きして、「著作権の取扱いについて」をテーマに開催しました。教育活動を行っている、他人の著作物を利用し、自分自身が著作物を生み出すことが多く、身近なテーマであったためか、いつもより多くの参加者を得ました。出席できなかった方も多かったので、その概略を以下のとおりまとめました。

日本では、著作権は、著作権法で規定されています。この法律は、文化の発展に寄与するため、著作者の保護と利用の自由のバランスをとることを目的としたものです。また、著作とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と規定されており、幼稚園児が書いた絵は相当しても、自然科学分野の事実を表現したグラフは著作物には当たらないとのことでした。

著作権には、著作者人格権と著作権財産権の二つがあります。著作者人格権には、「著作物を改変されない」という権利が含まれており、著作物の利用・複製と改変の両面について注意が必要です。著作権法では、著作物の適正な利用の拡大と

スムーズな利用環境の確保のために、権利の制限が定められています。特に、学校教育および営利を目的としない上演等はその対象となっており、一定の配慮を行えば、著作物を教育等で利用できます。しかし、その制限は著作権財産権が対象であり、著作者人格権には及ばないとされています。そのため、改変は「用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむをえないと認められるもの」に限定されています。また、複製については、教育を担当する者及び授業を受ける者については認められていますが、テキスト全体を複製するなど、著作者の利益を不当に害してはならないとされています。

最近、eラーニングの利用が進み、教材をサーバー上に保管することが増えています。しかし、著作物そのものをサーバーにインストールすると、教育目的であっても著作権の侵害になることがあります。ただし、自分の著作が主であり、引用部分が従である形の引用であれば、改変されていない引用部分がその他の部分と明瞭に区分され、出所が明示されているなどの条件を満たせば認められます。その他、教員自身の著作物の管理等などの話題が提供されました。

著作権についての疑問がある方は、産学連携・知的財産本部にご相談ください。

